

経済産業省

平成 17・02・14 原院第 3 号

平成 17 年 2 月 18 日

電気事業法施行規則第 115 条第 1 項第 10 号の解釈について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA - 234c - 04 - 14

原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則第 115 条第 1 項第 10 号の解釈について、登録安全管理審査機関に対し、安全管理審査の公正な実施のため、以下のとおり通知することとする。

記

電気事業法第 52 条第 1 項の溶接事業者検査の実施に係る体制について審査を行う登録安全管理審査機関が、ISO/IEC ガイド 62 (JIS Z 9362) 又は ISO/IEC ガイド 65 (JIS Q 0065) に基づく第三者認証機関 (民間製品認証機関) としての認定を ISO/IEC ガイド 61 (JIS Z 9361) の要求事項に従った認定機関から取得して電気工作物の溶接部に関する製品認証を行う場合にあっては、同法第 73 条第 2 項に基づき電気事業法施行規則第 115 条第 1 項第 10 号で定める審査の業務に関し必要な事項として以下の事項を含めるものとする。

1. 両機関としての活動を人事面、情報面などにおいて明確に区分するための事項
2. 審査 / 認証プロセスの結果や守秘性、客観性又は公平性に影響を生じないような運営管理に関し必要な事項